

公益財団法人大東育英会奨学金給与規程

公益財団法人大東育英会定款第4条の事業を行う為、この規程をさだめる。

第 1 章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となる者は、大阪府下の大学及び高等学校に在学し、又は大阪府下に住所を有する者が保護する学生・生徒で、学業、人物ともに優秀でありながら、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 大学奨学生

(奨学生の給与期間及び金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限とする。但し、第 11 条1項及び第 11 条2項により奨学金の停止及び休止し第 13 条により廃止をすることがある。

2 給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学生 月額 10,000円以上
- (2) 大学奨学生 月額 15,000円以上

但し、新規採用者より経済情勢の変化等による支給金額の増減可能とする

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生としての採用希望者は、当公益財団所定の奨学生願書に記入後在学学校へ提出し、在学学校は3名を限度に選考を行い在学学校長の推薦書及び在学証明書を添えて当公益財団に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

3 採用結果は在学学校長を経て本人に通知し、応募校の学内での採用結果(個人情報を除く)の掲示を依頼するとともに、本会の事業報告書・ホームページに公表する(個人情報を除く)。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に保証人と連

署した契約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は毎年7月・9月・12月・3月の年4回(1回当たり3カ月分)を交付する。

2 奨学金の交付は、直接本人に銀行振込にて交付する。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(近況報告)

第8条 奨学金受領時に近況報告の提出を義務付けする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生もしくは保証人は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき

(奨学金の休止及び停止)

第11条 奨学生が休学し、又は、長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めたときは奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願いでたときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として 適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第 15 条 奨学生の資質向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(文集の発行)

第 16 条 2年毎(遇数年)に奨学生全員の原稿をもとに文集「出会いのふしぎ」を発行する。

第 4 章 補 則

(実施細目)

第 17 条 この規程の実施について必要な事項は、別にさだめる。

附 則

この規程は、移行登記の日から実施する。